

高萩・北茨城広域事務組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例

平成22年9月24日

条例第1号

改正 令和元年10月9日条例第33号

令和2年3月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、高萩・北茨城広域事務組合の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

(支給の方法)

第4条 特別職の職員の報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別 表（第2条、第3条関係）

職名		報酬区分	報酬月額	旅 費
行政不服審査会の 委員	会長	日額	5, 8 0 0 円	北茨城副市長相当額
	委員	日額	5, 2 0 0 円	北茨城副市長相当額
情報公開・個人情報 保護審査会の委 員	会長	日額	5, 8 0 0 円	北茨城副市長相当額
	委員	日額	5, 2 0 0 円	北茨城副市長相当額